

令和7年度第2回岩手県文化財保護審議会議事録（審議）

（会長）

本日、教育長から岩手県指定文化財として諮問された案件は2件でございます。
それでは審議案件の2件について、事務局から説明をお願いしたいと存じます。

（事務局）

それでは資料8ページになります。資料2-1をご覧ください。

本日2件諮問しておりますので、最初に調書を読ませさせていただきます。まず1件目でございます。

—以下、「中津川橋梁青銅擬宝珠」の調書を読み上げ—

続きまして、資料18ページをご覧ください。資料2-2になります。

—以下、「大迫あんどんまつり」の調書を読み上げ—

以上の審議事項であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（会長）

ただいま事務局から2つの案件について、調書に従いまして説明がございました。これからの審議の進め方でございますが、ご担当いただきました委員から追加の説明をちょうだいいたしました後、個々に質疑、評決を行いたいと存じます。

それでは、まず1件目、「中津川橋梁青銅擬宝珠」につきまして、調査を担当されました委員から追加の説明をお願いいたします。

（担当委員）

それでは私の方から説明させていただきます。今回の中津川橋梁青銅擬宝珠につきましてですが、まず、これが36個すべての写真でございます。左側は上の橋、右側は下の橋の擬宝珠がございました。見た目はまったく同じようなものがあるわけですが、違いがあります。また後でお話しますが、上の橋には上の橋と銘がある擬宝珠と、中の橋と銘がある擬宝珠があります。これが重要美術品となっております。下の橋の方にあるのは、上の橋もあるんですけども、中の橋が多い。これも次でお話したいと思います。

擬宝珠には、上の橋擬宝珠・中の橋擬宝珠それぞれ刻銘がございます。ちょっと読んでみますけども、1つ目、「慶長14年、己酉の年10月吉日、中津川上之橋、源朝臣利直」、これは南部利直のことでございます。南部家は甲斐源氏の流れでございますので源を本姓としております。その2年後、「慶長16年、辛亥の年8月吉日、中津川中之橋源朝臣利直」というふうにあります。これがメインの刻銘であります。最後に中津川の中之橋銘の方にですね5点だけ、追銘がありまして、それにはこう書いてあります。「此の擬宝珠、元中之橋欄干のもの。明治43年9月3日。洪水破橋。今ここに改めてこれを築く際下之橋に転用す。大正元年11月盛岡市」。これが追銘になっております。これは、中の橋を頑丈にするにあたって、擬宝珠をつけないこととした。それをもったいないと言ってですね、下の橋に転用しましたよっていうことでございます。

これは『増補行程記』の江戸時代の絵ですが、下の方に丸で囲みました。中ノ橋通りってというのがありまして下の方に中橋とありますが、中の橋のことです。「葱坊主これあり」とありまして、

葱坊主というのが擬宝珠でございまして、擬宝珠がきちんと描かれております。江戸時代後期の盛岡城下古絵図というのですが、上のほうからですね、上の橋、中の橋、下の橋とあり、上の橋と中の橋には擬宝珠らしきものがきちんと描かれております。下の橋は判定不明ですが、これについてはまた後で説明します。いずれにしてもこういうふういきちっと絵として残されているということが大事かなと思います。

紀年銘がある橋梁擬宝珠についてですが、筆頭はですね、天正 18 年の、豊臣秀吉が作らせたと言われる、京都三条大橋の擬宝珠、これが現存しているものが 10 個でございます。これはなかなか大きなものでして、三条大橋を渡る時には、両側にきちっとあるんで、非常に立派で綺麗でございます。次の文禄 2 年、これは山形の県指定になっておりまして、これは鋳鉄製でございます。

その次が慶長 6 年、これが仙台青葉城で藤原政宗という銘がある擬宝珠のたった 1 点でございます。これは戦前、昭和 3 年に見つかって、今この写真はもうきちとしたものですけど、戦災で葱坊主の部分が壊れてしましまして、今、仙台市博物館の方で展示していますので、ご覧いただければと思います。大阪蓬莱橋のものが 1 個だけ残っており、大阪城展示室の方に保存されていて、現地にはその複製が 1 点おかれております。

和歌山の粉河寺大門橋の高欄の擬宝珠なんですけど、これが両側に 11 点ありまして、それが県指定。その次が盛岡のもの。19 年、これは江戸城の平川橋にあるもので、その後の寛永元年のものと一緒にあるようです。元和 8 年ですけども、これが名古屋市指定文化財になっておりまして、これも 1 個だったと思います。

このように、件数としても、さらに点数としても、三条大橋で 10 個、慶長 11 年というものが、佐賀の興賀神社の石橋が重要文化財になっていまして、その重要文化財にとりつけている擬宝珠が慶長 11 年という刻銘がされているもので、これは、橋が重要文化財ということとして、あと、元和 9 年の三戸の黄金橋、これは利直が作ったものですけども、青森県の指定となっています。こういうところが全国的に見て、いずれにしても残存例は少ないということです。

今更お話しすることではないんですけども、上から、上の橋、中の橋、下の橋というように中津川を下っていく順番でして、もともとは上の橋と中の橋の擬宝珠があったんですけども、今は中の橋の擬宝珠がなくなって下の橋の方へ移っているということになります。

南部さんの擬宝珠ですが、南部家 12 代南部政行が在京中に勅許を得て、京の賀茂川の擬宝珠を写して、三戸熊原川の欄干に架設したのですが、これは伝説としてしか伝わってなくて、これも説が 2 つありまして、足利義満が関わっているか、もう 1 つは、後村上天皇が関わっているか。いずれにしても、最終的には天皇の下官と政行が出合しまして、政行が詠んだ歌に対して、その勅許をもらって、三戸に擬宝珠を移したというのが、後々の記録に書かれてるということです。

本番となります擬宝珠につきましては、慶長 2 年に盛岡城の築城が始まりまして、城下町工事が本格的に始まっています。4 年に南部信直が亡くなりまして、利直が継ぎますと、慶長 14 年にですね先ほどの銘にありますけど、上の橋ができて擬宝珠が架設される。『篤焉家訓』という、書き物によれば、この当時 18 個。慶長 16 年の中の橋の擬宝珠ができて、その際の擬宝珠は 20 個だったんです。総計 38 個です。実は下の橋についてはよくわかってない。ただ、この慶長 17 年という説が有力なんですけど、これに対して擬宝珠もあったかどうかというのは、記録は一切あり

ません。

中津川は暴れ川でございまして、洪水が随分あったようでございます。一番大きいのが、寛文10年でございまして、これが白鬚水といわれる非常に大きな洪水だったようです。その次は享保9年、これが第2の白鬚水といわれるものです。それ以外にも記録としては幾つもあるんですが、この2つがとりわけて大きかった洪水だったようです。

先ほど銘文がありましたけどもそれが明治43年に中津川の橋が全部流れてしまった。これにつきましてははですね、洪水がありそうだとということで、事前に外しておいたそうです。それで改めて三橋をたてるにあたりまして、上の橋には上の橋、下の橋には中の橋の擬宝珠を取り付けたという記録がございまして。

ここからそういうふうに、きちんと守られてはきたんですが、一番の危機が戦争でございました。昭和16年に金属類回収令が出されたんですが、なぜか、執行される前に延期になりまして、18年に改めて改正として出るのでありますが、これが一番供出として危ないものでございまして、いろいろやりとりもありまして、昭和20年の8月4日に国の重要美術品に18個が認定された。それが上の橋擬宝珠になります。実は先ほど38個って言いましたけども、認定以前に盛岡の倉庫に保管していた2個が紛失したということで、36個となったようでございます。そして、ここに書いておりませんが、昭和20年8月15日に終戦でございまして、供出する前に戦争が終わったということで36個が無事に残った。それを受けまして、昭和46年に、下の橋にある中の橋銘の擬宝珠が盛岡市の有形文化財になっております。

擬宝珠の調査なんですけども、これは本当に調査する人が少なく、ほぼ一人です。太田孝太郎という方なんですけど、この方が、もう1932年にすでに1つの仮説を立てまして、それが実はその後の、重要美術品の認定につきまして関わっていくということになります、それをブラッシュアップして戦後ですね、『慶長の擬宝珠』そして岩手県教委でされました『岩手県金石史』にきちんとまとめられております。

これを元に、1969年の夏でございまして、森嘉兵衛・板橋源というお二方の先生が率いる岩手大学の調査で、擬宝珠を全部外して詳細な調査を行っております。それが次の年の3月ですけども、『盛岡市中津川橋梁青銅擬宝珠』という題で報告書として出されております。報告書としては、もう本当にこんなものしかないという、雲をつかむような話なんですけど、ただ、非常にしっかりとした調査をなされておりますので、今回これを元に調書を作成いたしました。その他にあとは現状、今後の保存の方向性ということで、岩手大学の阿部裕之先生という方が破損状況の調査報告書を出していただきますし、盛岡市で上の橋の補修をするときに全部外しましたので、その報告書というのが出ております。

太田孝太郎の論拠を最初に申しますと、慶長14年・慶長16年の2つの銘文のある2種類の擬宝珠なんですけど、どちらも3つの時代に分けられるんじゃないかという論文を提出しております。それぞれ一期・二期・三期とございまして、その区分としては字の配置とかですね、文字の違いとかによって分類して、各2つが3期ずつあったと。その分かれ目は、白鬚水の寛文10年と享保9年の洪水の時期ではないか、それを岩手大学さんの方で先生が中心になって研究して、最終的には、太田孝太郎さんの論拠が正しいというような、お墨付きを与えるということになっております。

す。

これを見ていただきたいんですけども、上の橋の右手、下の橋の左手になるんですが、14年と16年がですね、非常にまじり合ってるっていうのは、上の橋も下の橋も分かると思うんですが、14年の1期というのが全部で5個あるんですが、全部5個が上の橋の方に設置されております。14年の2期というものがあるんですが、これが2個。3期が1個という形で残されてます。

それに対して下の橋なんですけども、下の橋はですね14年の上の橋1期は1つもございません。2期と3期で構成しています。また、上の橋の方の16年の中之橋銘なんですけども、これは1期が9個、2期は1個です。それに対して下の橋はあって、1期は1個ございまして、2期が3個、3期が5個というふうになっております。14年1期は下の橋にはございません。逆に、上の橋の方にはですね、16年の3期、これはございません。何でこういうことになったかということが、問題になろうかと思えます。それが今現在、これが上の橋が重要美術品になってるものでございます。擬宝珠の混在についてですけども、先ほど追銘をいいましたけども、あの時点までは上の橋銘、下の橋銘は、始めあるべき2つの橋にきちんとあったということです。

太平洋戦争が始まってですね、金属類回収令が本当にこれが一番原因だったようです。回収令が出たとき盛岡市は上の橋、下の橋両方の擬宝珠を保存したいということで、岩手県の方に出して、岩手県の方から、文部省の方に照会が行ったんだろうと思います。それから5ヶ月後なんですけども、県の方から盛岡市の方に沙汰がありましてですね、上の橋の擬宝珠のみ残して、下の橋の擬宝珠ほか、いろいろなところについている金属は、すべて供出しなさいという方向性が示されたということでございます。ここからは推測にしかならないんですが、とにかく上の橋は残るとということで、上の橋の方は、慶長14年の古いものですから、第1期のオリジナルをとにかく残すことを最優先に考えまして、上の橋は、擬宝珠自体が3期に分けられるということ、後世に残す意味もあってですね、3期分全部残した。中の橋の方もですね、本来はその1期を10個全部やればいいんですが、1期全部やると、追銘があるものですね、なくなってしまうのですよ。それで、追銘としてこういうふうなことをして残したんだよということを残す必要があって、16年の1期は供出の方にまわして、2期の追銘を優先したんじゃないか。それで、太田孝太郎さんの考察をもとに設計図が引かれまして、それを申請書と一緒に文部省に掲出したっていうことのようにございます。

結果として昭和20年8月4日付けで、重要美術品の認定を受けて、上の橋擬宝珠の保存が決定した。何で重要美術品認定を受けると供出を免れるのかということなんですけども、金属類回収令の中にですね、特に由緒のあるもの、特に貴重なものは除くというふうな規定がございまして、重要美術品に認定されれば、工芸品として重要だというお墨つきをいただくということで、それで一生懸命動いたということでございます。下の橋分につきましては危なかったんですが、11日後に終戦となりましたから、辛くも残って現在に伝わっているということでございます。

所見でございますけれども、擬宝珠というのはですね、本来は橋梁とか寺社の階段とかですね、回り縁なんかに取りつけられる装飾品で、工芸品として位置付けられております。さらには、上の橋の擬宝珠が重要美術品に認定されています。南部利直が盛岡に築城し、その城下町を形成して以来、上の橋、中の橋両橋の擬宝珠は、江戸から明治、大正には中の橋から下の橋に擬宝珠は

移りましたが、昭和、平成、令和の今に至るまで、盛岡における江戸文化を彩る象徴として、県民に広く知られております。

紀年銘のある橋梁擬宝珠は、寛永までで京都の三条大橋の10個を筆頭にわずかに13例。1桁ぐらいの個数の物件がほとんどでありまして、上の橋・下の橋の両橋に現存する36個という数は、全国的に飛び抜け多いということで、1期に限っていただければ、14年・16年の1期ですね、これに限っても15個にのぼるもので、当然ながら三条大橋と比べても多いということになります。全国的に見ても誇るべき事例と言えます。

さらには流出後の鋳直しに際しても銘文は改められることはなく、その都度当初の内容が踏襲されたことも特筆されることであります。中世以来の由緒を伝える南部家の擬宝珠でありまして、いかに大切にしてきたかがうかがえる事例といえます。このような歴史的背景、全国的な希少性など、岩手県民の誇りとしてまた、残してきたということそれが文化財愛護を露見していると思います。よって、当該物件は岩手県有形文化財として、指定すべきというふうに考えております。以上でございます。

(会長)

はい。ありがとうございました。ただいま青銅製擬宝珠について、特に戦時中の混乱を中心にですね、紹介していただきました。資料的には皆さん、すでにご存じの資料でありまして、これまでのいくつかの研究の蓄積もございます。いかがでしょうか。

残りの2個はまだ見つかってないですね。

(担当委員)

はい。

(委員)

よろしいですか。私の専門分野ではないけれども、ちょっと重なるところが非常に興味深く、この調査報告書、諮問の調書を拝読しました。まず次の諮問の調書も同じなんですけど、この諮問物件調書で、改行して一行あけているわけではないので、改行後の次の行の頭だし、これはちょっと非常識なんで。日本語の。

(会長)

一文字空け。

(委員)

はい。すべきだと思いました。それから、文面で、いっぱいあります。いいですか。

ちょうど中ほど、改行の後なんですけど、このように江戸時代からの綿々と云々とありますけれども、ちょっと主語が抜けていて、うまくないんじゃないか。このようにの次に、「これらの擬宝珠は」と入れた方が意味が通じるのではないかと思いました。それから、次の改行のところの紀年銘の次から下、盛岡市の書面ですね。盛岡市中津川橋梁云々の中では、の次のところに句読点入れるべきじゃないかなと思いました。細かいです。それから、これは後ろの方の調査書も同じですけど、その残存数は全国的に見ても誇るべき事例。言ってることはわかるんですけども、この誇るべき事例が、文化財指定の理由として妥当な表現かどうか、何か恣意的なんでもうちょっと他の、例えば希少性であるとか、言い方があるのではないか。それから後でもそうなんですけど、

第2期と第3期、はいいんですけど、突然、第2期、第3期が出てきて、第1期ってなんだ。それぞれ、これいつのことなのか。つまり、調査した人はもう分かっているから、細々書かなかったかもしれませんが何か突然過ぎて、意味不明です。それで最後の、段落でいうと3段落目、記念銘のある擬宝珠以降、以上のことからまで、これもうちょっと簡潔にして工芸品としての指定理由でしたら、物としての価値が書かれていると理解できると思いました。

(会長)

ただいま、8ページの調書についてご指摘をいただきました。改行した次の段落は、1文字空けていただきたいということ。それから、主語があったほうがわかりやすいということ。それから後ろの方になるんでしょうか。最終段落の1つ前の紀年銘のある部分から始まる中で、その残存数は全国的に見ても誇るべき事例とありますが、誇るべき事例が指定価値に直結する表現というのは、いささか課題があるのではないかというご指摘だと思います。稀有な事例というふうに事実を述べた方が適切ではないかというようなニュアンスだろうと思いますので、その辺、事務局の方で作成した調書だと思いますが、いかがでしょう。

(事務局)

ありがとうございます。ご指摘いただいた通り調書の方は指摘されたところは直したいと思います。それから、誇るべき事例といったようなところについては、これも、今会長の方がおっしゃられたような稀有な、あるいは希少なといったような表現に改めつつ、ここの段落をもう少し、物としての価値の言及に整理をしたいと、いうふうに思います。

(会長)

はい、次お願いします。

(委員)

補足すべきかと思って申し上げます。工芸での指定になりますので、製作技法ですね、これは入れるべきだと思うんですが、おそらくあれですか、鑄造でろくろ引きでしょうか。私もよくわからないんですけども。材質は書いているんですけど、例えばこの9ページでいうところの6番のところ、もう少し材質・製作技法を触れるべきではないでしょうか。それと私個人的にこれ特筆すべきなのは、銘文が陰刻であるっていうことをしっかり書くべきだと思いますし、よく見るとたがねを本当に細かくちょんちょんちょん打って、いい字を書いてあってですね。なので、先ほど先生がおっしゃったように工芸としての評価を少し追加しないと。歴史的なこれまでの経緯についてはよく分かりました。勉強になりました。そのあたりぜひお考えいただければと思います。

ワッシャーの役割をしていると思うのですが、この座金、菊座どうしますか。一部、銘文にかぶっているんですよ。これは私全然時代はわからないので、これを結局指定範囲に含むか含まないか、これちょっといかがなんでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。工芸として指定するわけですから、工芸的なところをきちんと記載していただきたいというご指摘、これは委員の方からも先ほど、最後にございました。製作技法についてはどこまでわかっているんでしょうか。

(担当委員)

製作技法につきましてですが、これにつきましては詳しく書かれたものはありません。重美の申請に当たりましてですね、岩手県の方からなのかな、文部省の方にいろいろ書いて送っているのですが、その返信の内容がありまして、重要美術品として価値があるかということとを専門家に聞いたと。それは価値のあるものよしとして、当局としても至急手続きをしたいというふうに書いているだけなんです。ですから、重美の指定認定に当たりまして、文部省の方でも見たことは確かです。ただ、それについて調書なるものが出されていない。それ以降の申請理由なんです、工芸品としては専門家から非常に貴重なものと言われているということが一言書かれているだけで、歴史的な話に入っていく。重美の指定にあたって、そういう調書はありませんでした。今回の物につきましても、私、冶金の方に詳しくないものですから、ちょっと意見を聞きたかったんですが、そういうお答えがちょっといただけないような状況だったのでこのようになっております。

(会長)

阿部先生の報告には何かないんですか。

(担当委員)

それはないです。報告書もあるんですけども、壊れているか、とかといったとかそういうものでしたから。

(委員)

平成30年の盛岡で詳しく調査した時の方に、製作に関わる痕跡というところで、合わせ口痕ということがありまして、半分ずつ作って2個あわせたようなものもある。ろくろ引きかどうかについても、ちょっと内側まで私たちが見たわけではないので、あと外にさらされているものもあるので、なかなか良く分からない場合が多い。物によっては合わせ口痕があるってということもありますので、言えるのは鑄造製ということとは言えますけど、ろくろ引きかどうかまでは言えないと思います。

それからあと各14年と16年で、1期・2期・3期と分かれるということの謎。謎というか、それについてはもうちょっと検討というか、何度か外して取り付けたり、としていますので、座金のところが当然ゆるくなってきて、おそらく少しずつ打ったりしているかと思うのですが、それで刻銘の上に座金がかっついてしまうこともあるかも知れないし、なかなか工芸的にすべて明快に分析できるものではないですが、ただやっぱりその慶長の銘がこれだけあるっていうのは、本当に珍しいし、あとやっぱり平常期に作られたりしたので、なおさらその大雨の時には外して大切にしたので、仙台の大橋のとは違って流されずにすんだのだと思います。仙台大橋のはすごく大きいものなんですけども、畑の中からやっと1個掘り出して見つけたというのがあれなんです。それで、太平洋戦争で、上が焼けてしまって、葱坊主のところがない。そういう状況でもありますので、本当にこの南部藩に、しかも城下町の中心地にこれだけのものもあるということが非常に、いかに貴重かということかと思えます。

(会長)

ありがとうございます。少なくとも鑄造は入れたほうがいいということですね。

(委員)

結局外子が合わせ型じゃないかというふうな推論しているってことは、おそらくバリをとった痕跡が認められるのではないかと。ちょっとここ、推測の推測なんですけれども、ということは今お話聞いていると、わかるところまでは書いたほうがいいんじゃないかなっていうふうな感じなので、鑄造製だということで、まずは、現時点、現段階ではそれが、よろしいのではないかと思います。

(会長)

あと、委員が指摘された、要するに座金は指定対象にするんですか。含むんですか。仙台のような、遊離した擬宝珠については座金がないわけですけども。ここは座金が、菊座の座金があるんですけども。

(担当委員)

重美の申請の時ですが、座金のところの拓本を取って一緒に送っているということはございます。

(委員)

ちょっといいですか。まず6番、9ページの6番、品質・形状については青銅製鑄造、それで宝珠型擬宝珠を入れるといいんじゃないか。というのは中世、禪宗様が入ってくると、擬宝珠は白蓮の擬宝珠が出てくるし、それからちょっと面白いのを持ってきたんですけど、白蓮の発展型なんですけど、これが菊花の擬宝珠なんですよ。これ、18世紀か。宝暦6年のものです。ですから、単に形状のところでは擬宝珠これだけではなくて、青銅製、先ほどいろいろ言われた青銅製、それから鑄造であるのは間違いないと思います。それから、宝珠型擬宝珠と入れておくとわかりやすいと思います。

それからですね、これ一生懸命調査されて、実はですね、56年前、私盛岡にいたとき、私これ見ているんですよ。それで、鑄造品の場合いろんな作り方がございまして、例えば、宝珠頭のところだけ別にして、それで蠟付けする事例もあります。そうすると作りやすくなるということがあるんですよ。ですからもうちょっと調べると、指定する以上は調べる必要があるんじゃないかと思っています。

それから最後の写真ですね、こういう写真。上の橋と中の橋のこの写真見ただけで、大分時代差がありますね。例えば劣化症状、ものすごい違います。実物を見てもそれぞれ形状も違うし、そもそも、先ほど、過去の分類法が文字の様相に基づいている。今、劣化症状とか経過を比較して、過去の研究事例が、研究成果に妥当性があるのかということ調査すれば、この調査報告書の内容がかなり変わってくるのではないかと考えております。

それから慶長の擬宝珠、非常に少ないという、おっしゃいましたけど、慶長の擬宝珠がこれだけある。全国的にあるというのは、そんなに少ない事例ではなくて、その中において、先生が書かれたように、量が多いという点は非常に目立った特異点だと思っています。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございます。

(委員)

材質の所に銘文陰刻という情報も是非を入れてください。

(会長)

材質のところですね。

(委員)

10番の画讃・奥書のところでもよいのですけど。

(会長)

陰刻だけでいいんでしょうか。

(委員)

はい。

(委員)

これ先生の持ってきた写真だと、非常に劣化症状がよくわかるんですけど、なぜこんなに劣化したかという要因は、留釘が鉄釘でとめているんです。青銅製と鉄とで劣化するので、今後保存する上で維持する上で、留釘を本来だったならば青銅製ないしは銅製の留釘にしているはずなんですけどね。その点を調書のどこかで触れると良いのではないかと思います。

(会長)

今、委員からありましたように、将来的な保存ということについては、担当委員はどのようにお考えでしょうか。

(担当委員)

先ほど申しました、平成30年とあと阿部さんの平成6年の調書、この2つなんですが、とにかく非常にその状態が悪いというのが内容でございまして、もう早めに補修が必要だということのも、阿部先生の方からですね、1個はとにかく緊急性が高いということも指摘されております。補修が必要だということについても、8件はそう遠くない時期に補修が必要だというふうな分類をされます。ですから、これは保存としてですね、どのように考えるかというのは、現地保存なのか、それとも、しかるべきところに置いて複製をつくるとか、そういうことは、今後の考え方の中で決めていく必要があるのかなというふうに思います。私の方からこうすべきだという話はちょっと、今のところはできません。

(会長)

ありがとうございます。どうでしょうか。事務局としては指定した上で保存のための措置を講ずる検討をできることになろうかと思います。指定文化財の保護・保存というような形でそれを期に、改めて先ほどご指摘のあった座金を留める鉄釘から始まって、本体の腐食の状況などを改めて確認するということ、阿部先生の調査からも、10数年たっておりますし、それから実測図はあるんですか。

(担当委員)

実測図はあります。

(会長)

実測図があるのであれば、実測図によってその、特に厚さの問題が出てくるかと思しますので、

そういったこともちゃんとチェックできるような体制にもっていくというあたり、これは、指定にあたってではなくて今後の保存にあたっての留意事項としてですね、きちんと事務局の方で、踏まえておくことというようなことで、対応が必要になってこようかと思います。

(委員)

調書の内容については、特に私の方では指摘がなくて他の方々からのご意見ももつともだなど思っていました。8ページの諮問物件調書の文章の流れなんですけども、一番最初が擬宝珠の話と紀銘の話があって、その次の段落が擬宝珠の段落があって、その次にこのように、と入ってくるんですけど、これは、やはり最後に回すべきじゃないかなと。第一段落がちゃんと、擬宝珠と紀銘の話で、次が擬宝珠で、紀銘の話。そして、このように、と先ほど言われたように主語が、これらの擬宝珠はというふうにするのであれば、やはりそうしないと、県として指定する意味っていうところと言うと、以上のことから最後の結論の前に、藩としてその存在、藩が大事にしてきたからっていうふうにも、ざっと読んで読めちゃうんですね。ところが、指定の調査報告書の方は、ちゃんとここの真ん中の段落のところのことを最後に持ってきていて、県民の人たちにも親しまれる文化財として守られてきた。ここがやっぱり先ほどあったように、実際に、今、町にあって、大事にされているっていうところが、やはり僕は重要だと思うんですね。ものとしてもちろん重要なんですが、景観の中で溶け込んでいてしかも県民の皆さんに愛されてきて保存されてきた、こういうものですので、これが最後にきて、以上のことから、県指定するという流れじゃないとちょっとおかしいかなというふうに思いました。

(会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。皆さん今のご指摘、中世以来の南部家の擬宝珠、南部家が大切にしていたというのは確かに歴史的な事実としてあるわけではありますが、それを受けて、全体を受けてこのようにという段落を一番最後の方に、以上のことから前に持ってきた方が、この価値、要するに擬宝珠の、市内、盛岡市の景観における擬宝珠の価値というのも含めていいのではないかというご指摘がありました。その方がわかりやすいですね。事務局の方で、その調書の方の訂正をお願いします。

(担当委員)

座金につきましてですけども阿部先生の方でですね、座金についても調査をされておまして、青銅製の座金と鉄の座金、混在しているようでございます。ただ、あるものにはこう書いてあります。鉄の座金、菊座金より錆びが流れ出てしまっているの、青銅の菊座金への交換が望ましい、というふうなご提言をいうことで、全てが当初の座金ではないということが言えるのではないかと思います。

(会長)

何度も外したりするわけですからね。ただ、先ほど委員の方からもありましたように、鉄はブロンズに良い影響与えないというのであるならば、その座金も含めてきちんと検証した上で、ある程度、対策を講じるということも、今後の保全のですね、1つの方向性として、事務局の方で確認しておいていただければと思います。

(委員)

そもそもの話なんですけど、これ全部慶長なんですか。

(会長)

私もね、ちょっと本当に太田孝太郎をここまで信用していいんだろうかと思うんですよ。

(委員)

それらしく作るのは可能なんです、鑄造です。それから、私なんか復原したときにやりましたけれども、その文化財の修理の手法としてやる方法が1つある。それからそうではなくて、文化財の保護の概念ができる前は、年代によって造形の差異が生じる可能性が高いわけですね。ですからもうちょっと、これ今、あたかも全部当初材、その根拠何もないですよ。銘文だけと言っていいかもしれません。指定する観点からいうと、私の方から有形文化財だから、ちょっと何か問題があるような、調査の段階のあれでねってと思って、これ読んでおりました。

(会長)

ただ、この36個というですね、1つのまとまりが非常に大切であるということは確かだろうと思います。その中で、どのようなその変遷がたどれるか。今までは、銘文しかない。太田孝太郎のそれにならって、その分析で分類してきたわけですが、果たしてそれが唯一の方法なのか、先ほど確認しましたら、実測図があり。形態的な変化はどうか。形式のタイプロジ的な分析もほとんどやられてないものであるならば、やっぱり将来的にはですね、きちんとそういったものも含めて、今後の修理計画とか保全計画というようなものの中できちんと位置づけておく。これ、やっぱり将来外にあって、この、寒い雪の中ももうずっと立っているわけですよ。そういうことを考えると、やっぱりどのように保全していくかというのはすごく重要でありまして、しかも盛岡市民にとって、岩手県民にとって、最も目立つような場所にある。まさに、先ほど委員がおっしゃったように景観の中に溶け込んでいるし、それをどうやっても景観も含めてどう守っていくかは、普通の文化財にはない1つ大きな特徴である。しかも群在するということが、これがやっぱり重要だと思います。

そういった意味で、歴史的に見ても、戦争遺産としても逆に、歴史的な資料としても非常に重要であってですね、資料的価値は十分だろうと思いますが、むしろやっぱりどうやって保存し、その活用・景観の中で生き続ける方策を我々がどのようにとるべきなのかというあたりを、きちんと考えた今後の計画を作るんだというあたりまで、今回の指定とは直接関係しないものではありますが、非常にその辺がポイントになってくると思います。今、委員からもありましたように、さまざま指摘がありますので、こういったその保全に関する対応というのが重要だ、必須のものになってくるということ、付帯的な意見として、つけることにしてはいかがでしょうか。

(委員)

先生さすが。うまいことおっしゃる、失礼な言い方ですけど。ただでも有形文化財ですこれ。その指定ですよ。それで、有形文化財の指定基準というのが、確か5つぐらいあったとかと思うんですけど、その観点からの調書の叙述の仕方があると思うんですけど、今私が疑問に思っているのは成立年代。これも根拠が曖昧じゃないですか。これも叙述どう書くかという、表現、技術的な問題ありますけれども、そういうことをやはり含めて、基本的な、そういう視点を全部

叙述して指定に向ければ、先生のおっしゃったようないい話になっていくと思います。私はこのままだったら、ちょっと問題ではないかなと思う。実測を含めましてね。

(会長)

18 ページ、13 ページの最後の段落のところに、将来的な話もちらっと出て参りますが、そういった将来的な話に向けても、必須となる対策だというようなことですね、今回はまとめさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(委員)

指定の評価について、私は全く異存ありませんが、今、会長がおっしゃったことっていうのは、これはいわゆる責任が生じる問題になってくると思うんですよ。つまり、不慮の毀損や滅失に対してどのように対応していくのか。今は性善説ばかりでは全てできませんし、あと将来的にはこのまま現役を続けるのか、代替わりをするのか、しないのか。保存保護の観点から、どのようにするのが最もふさわしいかっていうのは、ぜひ今日をきっかけに、やっぱり強く認識していったら、特に所有者、管理者ですね、認識をしていただく必要があると思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。まさに指定された物件について、管理者が中心になって、保全に努めるということはもちろん所有者としての責任でもありますので、そういった辺りも、きちんと指定後に、どのようにするかというようなものを本当に本格的に考えるきっかけとして、この指定を生かしていただければと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

一点お願いします。座金は、先ほどの話だと、一体としていいんですよね。今回の指定に含むということで。

(会長)

一体ということなんだよね。

(委員)

そうですね。

(会長)

要するに現実にあるものですから、その座金も含むということですよ。

(委員)

一体ですのでね。はい。ちょっとそこ、先ほど回答がなかった。はい。大丈夫です

(会長)

座金は鉄製いくつ、青銅製いくつというデータはあるんですか。

(担当委員)

それは阿部先生がお作りになっております。

(会長)

どっかにやっぱり書いておいたほうがいいんじゃないですか。寸法・重量とか、品質・形状なり。指定名称の中に座金を含むといれると格好が悪いから、わざわざ附とするわけにもいかないし、そういった意味では7番とか10番とかしかるべき項目のところに、座金についても触れてお

くようにしてください。事務局のほうよろしいですか。あとは何か。

(委員)

まとめに入ってるところ大変申し訳ないですが、先ほどこれ、全部慶長などという話があったんですけども、これは今後ねもっと分析とかが進めばわかるかもしれないんですが、今時点では、一応、同じころの時期、14年なら14年、16年なら16年、で、1期、2期、3期という言い方をしていますが、1タイプ2タイプ3タイプっていうふうに、考えていただけるとよろしいかと思っていて。というのは、変遷からするとですね、多分、葱坊主の頭の形が少しずつ変わってきたり、首の細さが変わってきたりすると思うんですが、まあ小さい写真で見比べただけとはいえ、ほぼほぼ同じですよ、見た目が。じゃあ1, 2, 3と分かれるのはなぜかっていうと、もう、橋につける擬宝珠を作るとなると、一挙に作るわけですよ。ということは工房で弟子たちも含めて、やると思うんですね。じゃあ、座金をもって銘を刻むのは棟梁だけかっていうと、そうではないと思うんですよ。これだけあるとやっぱり、多分3人の棟梁格の人がいて、それで利直の名を刻んだというようにも考えられる。というのは、一応大体の、写真で見た限りでは、平常その覆輪が上は2本あって、真ん中にある、それで下があって、そういう形も踏襲しているというか、同じですよ。明らかに違うというのはなくて、ただ、座金の付け方がなんかいろいろなので、ちょっと混乱しますけれども、基本的には同じということを見ると、今の時点では、一応銘文を信じるしかない。普通は、宝暦とかに後からつくればですね慶長の銘を刻んだとしても宝暦に改めてこれを作り直すとかつかけると思うんですよ。それが無いっていうことは、一応今のところは、3タイプ、14年とか16年に3タイプずつあるよという解釈をしていった方がよいのではないかと。今後その何かの時にもうちょっと分析してその扱いとか、そういうのを考えて、やっぱり時代が慶長ではないものが含まれるというのであれば。それからあとですね、今後一番懸念されるのは盗難なんですよ。それで、カメラを設置するなり、何かの盗難防止をしないとですね。これだけ数あると1個2個持っていったっていいだろうと思っておられると大変困るので、そのあたりについては、ぜひ当局の方で対策を含めて、何か。算段をしていただきたいと思えます。これはもう、非常に強く要望したいと思います。よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。とりあえずは、慶長年間の貴重な資料であると、というようなことを前提に、指定するわけでございます。それから、あともう1つありました、盗難も含めた、その事故を未然に発生、抑止するような措置も含めてですね、保全の策としてだけではなくて、盗難のような事故・事件にというようなものについてもちゃんとチェックしていただきたいということです。指定する行為の岩手県、それから所有者である盛岡市にとりましてやっぱり、これだけのものを保存していくということの責務として、やはりきちっとしていただきたいと、ぜひお願いしたいと思います。いろいろご意見はございましたが工芸資料として非常に重要な資料で、全国的にも36個残る事例として、非常に稀有な例であるというようなことから、審議の方を取りまとめさせていただきたいと思えます。リモートの先生方いかがでしょうか。突然振ってすいません。

(委員)

賛成いたします。特に意見はないです。ありがとうございます。

(会長)

それでは評決に入らせていただきます。教育長から諮問がありました。1件目、中津川橋梁青銅擬宝珠を岩手県の指定文化財に指定することについてご異議ございませんか。ありがとうございます。異議なしということで。

(委員)

よそ者の勝手な心配なんですけど、盛岡市中津川っていうふうには書かなくてもわかりますか。中津川というのは。

(会長)

それから、盛岡市のはひとマス空けているんだよね。これはくっついているんですよ。

(委員)

岩手県内に他に中津川あればですけど、これでわかれば問題ないんですが、どうなんでしょう。

(担当委員)

全国でいろいろ指定になってるわけですけども、他のところではもう青銅擬宝珠だけ。指定名称は。何ていいますか、これは1つの考え方なんでしょうけど。

(会長)

中津川って盛岡市内だけを流れているんだよね。このままで、よろしいでしょうか。

(委員)

住所があればいいし、同名の文化財、随分ありますので。

(会長)

単なる青銅擬宝珠ではなくて、中津川をつけることによって特定するんだということになろうと思います。

(委員)

そうだと思います。

(会長)

それでは、今ご指摘がありましたけれども、中津川橋梁青銅擬宝珠を岩手県の指定文化財にすることについては異議がないという形でまとめさせていただきたいと思います。

それでは、2つ目に入らせていただきます。大迫あんどん祭りについて、調査を担当された委員から追加説明をお願いしたい。

(担当委員)

はい。無形の民俗文化財ですので、映像や写真を見ていただきます。

写真ですけれども、このように木の枠組みに糸を張って、糸を張らないところもあるんですけど、糸を張ってそこに紙を張ってあんどんを作ります。1ヶ月前ぐらいから皆さん準備をして、紙を貼ってという作業をそれぞれなさいます。絵を描いて、下絵を描いていって、下に等寸大の黒板みたいにして下に下絵をかいて、そのまま上について組み立てるとというのが、皆さんやっている技法だそうです。これを組み立ててあげて、絵を描いて蠟付けをして、蠟をひかないところもあるんですけど、蠟をひくと後から光が綺麗に見えるので、蠟付けをするという作業をして仕上げます。文字を書いたりしてこれはもう誰がプロの人がいるわけではなくて町内の皆さん上手

い人達が絵師とか言われて、皆さんうまくなってきて、これは高校生でお習字がうまいからと言って書いて、町内皆さんでなされます。そして子供たちがこうやって囃しの練習をして、これもそうですね。大人たちが教えて町内の子供が全て参加してということで行います。この掛け簾という大きな屋根を作って、その中で作業して組み立てていきます。

儀礼もしないところもあるんですけども一応出る前にはこうやって拝んだり、それから、お酒をあげたりというようなことをして出ていきます。このように、南無阿弥陀仏とか何かその供養ですとか、仏様の名前が書いてあるというようなことをどっかに入れるというようなことをなさいます。そして、上の方ではこうやって電線をあげる男の人たちが必ずいて、このような役割は男の人なんですけど、あとは基本的に男の人も女の人も、あまり区別しないというのがこの祭りの特徴ではあります。こうやってあんどん山車をひいて、この絵師はこれは女の人の絵師もいて、女の人が書かれたものだったりします。様子を見ていただきたいと思います。

—以下、映像による山車巡行の説明—

調書の方で簡単に説明していただいたんですけど、もともと大迫の盆祭りといわれていたものです。由来としては言っていたように江戸時代にといいことが言われていますけど、はっきりしたものがあるのは、明治時代時代からとどんどん変わり始めて、大八車に乗せたとのこと。この意匠の方、あんどん方、昔はどうだったかということとはよくわからないんですけども、基本的には、福岡の方には万灯まつりがたくさんあるんですが、そのような箱型あんどんだったかなと言われてるんです。それがあんどん人形型になって立体的になったということで、この形、人の形じゃなきゃいけないというわけじゃなくて、箱型のまま使ったりとか武者絵とかそういうものである必要がなくて漫画を出したり、いろはかるただったり、あまりこれじゃなきゃいけないということではなくて、それぞれ皆さん、絵師が、基本的に自分で好きなものをつくれるというところがあったりしますので、割とそれぞれ好きなことをやっても構わないというみたいなこととでなさっています。もともと全国で、この盆に火をともし、万灯と言われるんですけども、火をともして死者供養をするこのような行事がたくさんあるんですけども、盆行事として行われてるのが多いです。有名なのはねぶたとかそういうところですし、あと、富山県ほうとかそれが渡って北海道に渡って夜高のあんどんとかもありますけども。人形のような山車を引いています。ただ、盛岡の方では、七夕の時代頃に、今でも、陸前高田ですとかあと、大船渡市盛町、盛岡市内でも少し町とかにあるんですけども昔は盛岡市内にもたくさんの万灯行事があったことで、矢巾町でもあったようです。各町が子供の七夕行事としてあんどんをつくってそれを曳いたと言われていています。昭和30年代の資料には明治・大正のころにはたくさんあったという話が合って、県内ではこのように七夕に万灯を曳くという行事になったと思います。これが大船渡では大船渡の盆ということで、盆行事でもこれが仮装するというところでやっていますし、西馬内の盆踊りも昔は仮装していたということで、無礼講で仮装して踊るということは全国的にある中で、大船渡も盆には仮装して老若男女が盆に遅くまで踊っていたということもあって、盆にこのようなあんどん行事になっていったのではないかなと思います。これは菅原先生という方が大正時代の様子を見て、そのように七夕行事が盆行事に変わっていったのではと言われております。特に地域がそれぞれ、町内で自分たちの、都市祭礼であれば曳き手が他所から来たりとか、絵師

を他所に頼んだりすることもあるんですが、すべて町内で作って、町内で絵師を育てて、町内でのようなことをされています。それ、地域が一体となって継承しておりますし、これも盆の機会が、子供たち、出ていった人たちも戻ってくるような機会になっているということもあります。それから、先ほど言ったように、自由度が結構高く、女性が入ってもいいし、それから、子供たちが好きなようなことをしてもいいと言って、例えば若衆の手踊りには、ヒップホップのダンス大会をしたり、そういうことも大人たちはそういうこともいいねって言うてみたりというようなことで、これは今後の継承に大きな役割を持つのではないかとおもっています。

ただ、万灯行事の本質である死者供養であることを意識して、初盆のお家に、それぞれ16日には回って、供養の音頭をあげてまわっています。それが実は昔からではなかったかもしれないんですけども、どんどん、そういう死者供養を意識しながらこの行事をどんどん編成して今に至っていますし、これからも続けていくというようなことで、その万灯行事がその本質である死者供養を意識しながら展開した地域性が現れた盆行事であると考えます。説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。指定名称が大迫あんどんまつりということで、祭りを指定するということではありますが、今説明の中にありましたように、特定の神社やお寺との繋がりはない。ただ、死者供養であるということベースとした万灯行事であるということですが、いかがでしょうか。はい。お願いします。

(委員)

少し歴史の部分をお伺いしたいんですが、もしかしたら今は今の世の中に合ったイベント的な要素を持ってきてるのかもしれませんが、それ以前のことですね、例えば、今、僧侶がかかわっていたという伝承ですが、実際に関わった痕跡はないというようなお話もありましたが、では例えばその担い手の方です。担い手の方は、例えば昔は決まったお宅の方であったりとか、あるいは、例えば、氏子のような家の方々がやっていたとか、あるいは、絵師と呼ばれる方々、今は上手な方ですが、以前はそれなりの方が描いていたとか、そういった資料とか伝承というのは、いかがでしょうか。

(会長)

歴史的事実はありますかという、はい、ありがとうございます。

(担当委員)

伝承としては、天明天保の飢饉の餓死者を弔うために、町の僧侶が信徒の若者たちと一緒に施餓鬼のあんどんをしたということ、根拠としてますけれども、広く町中でやったのかなというようなことでしかないと思います。実はこれがしっかり書かれて、どこの町の誰が行ったりだったというようなことはわからないんですけども、ただ基本的にそれぞれの三町、中町は後から加わったんですけども、今日、大迫の中の中心的な町の三町の若衆達が基本になって、火消しとかを担っていた若衆たちが基本となって行われてきたお祭りというふうなことを言われています。特にどういう特定の人がいるとか、プロの絵師がいるとかそういうことではなくて、町内の中で、例えば骨組みも町内の方2～3人、必ず5、6軒の大工さんがいるから大工さんが関わって、絵の上手い人たちが絵師としてするし、声の上手い人たちは音頭上げをするということで、

基本的には町内でということが良いと思います。

(会長)

ありがとうございます。さっき音頭あげみたいところで踊っていますよね。あの踊りはどんな踊りなんですか。

(担当委員)

そうなんです。小栗判官とって他所でもこしか見ないんですけども、あめ売りとか物売りの歌詞の内容で、多分、昔のそういうあめ売りの中には、中には小栗判官を歌ったというような資料、全国的には出てくるんですけども、近郊ではなかなかないんですけど、他所から来た、多分そういうのを聞いて、その芸能として手踊りの中に入れて、音頭としては小栗判官の膏葉の文言をだしています。これも少し調べても、この近くでは何もなくて、よそでもなかなかないものではあります。このようにもともと音頭上げをしながら踊ったとかそういうようなことであつたとおもいます。

(会長)

念仏踊りというものではなかったということですね。

(委員)

根幹のことなんです。いろいろな事象が加わって、変わって変質していくという。それが1つの特徴だろうというふうに思うんですが、この大迫あんどんまつりという、そのものの、根幹は何ということに定めて考えればよろしいのでしょうか。

(担当委員)

あんどん山車を曳くお祭りということに思っております。それは、お盆の時期の死者供養を意識したあんどんまつりです。

(会長)

今、委員が言いたいのは、山車行列を指定するのかっていうこと。

(委員)

どんどんどんどん変質してくと思うんですよ。これまでも変わってきてこれからも変わっていくだろうと。そうすると、これを県指定にしたときに、変質しない部分として残していくものは何なんだろうという。

(会長)

要は本質的価値ですね。

(担当委員)

お盆の時に死者供養を意識したあんどん山車の祭り、ということではだめですかね。

(委員)

時代とか様々な趣向で変容を遂げていくっていうのは、もうあの人の世によくあることですので、それは止められないし、止めちゃいけないことなんだと思うんです。先ほど小栗判官のね、知ったかぶりしているんですけども、大迫って交通結節点でいろんな情報が入ってくると、こんなふうな残り方をしているのかなというふうに興味深くを見てたんですよ。例えば、どんなに盆行事っていうふうなところは、強調すべきところだと思いますし、一案としては、名称にそれを

入れて、そのあとに、あんどんまつり見たいな、そんなふうなことをやっぱり書いたほうが、何を本質してるのかっていうのが一発でわかるのかなと思いました。

(委員)

ありがとうございます。実は私の案としては、大迫町あんどんまつり盆行事、盆祭りを入れて、どうしようということで山車保存会さんと相談したんですけども、今の行事としては大迫あんどんまつり、盆祭りも併用してるんですけども、これだけでいったほうがわかりやすいんじゃないかというような話で、まとまりはしたんですが。盆祭りをどうやってつけるか。

(委員)

例えば、盆行事というのを頭につける。盆行事大迫のあんどんまつり。つまり、大迫の皆さんはおわかりになっているのかもしれませんが、それが普遍性がちょっと乏しいと私にはわからなかった。

(会長)

どうですか。

(担当委員)

はい。ただ、あんどんは基本的に盆行事かなと思っていいんですけど、私も入れたほうがいいかなと思ったので、少しあの保存会さんと花巻市さんと調整ですよ。

(委員)

私は無理に入れなくてもいいかなという派なんですけど、なぜかっていうと、お祭り自体が、やっぱり今このお盆の時期、あるいは七夕の時期ぐらいしかないかなっていうのもあって、それでしかも、地域で大迫あんどんまつりで、ずっと、あれねって分かるのであれば、盆行事をつけなくていいかと思います。それからですね全く別の話なんですけど、実は私、花輪の花輪ばやしとかそっちのほうに関わってまして、花輪ねふたというのもありまして、向こうは七夕の時期にやるんですね、花輪ばやし、ユネスコとかになっていたりするんですけど、8月20日前後にやるものですから、それでねふたの方は七夕の行事ということになっています。そちらは非常によく似ていて、あちらはですね、将棋盤のすごい大きいような、ちょうどあれくらいの大きさの大迫のあんどんぐらいの将棋のこまみたいなあんどんをつくるんですけど、ここ5町くらいあるんですけど、やっぱり、いちいち毎年作り変えるんです。町内を巡ってですね、最後は、大きな橋の上で全部燃やすんですよ。それがびっくりなんですけど。やはりそこに死者供養が関わってるっていうこともあるので、鹿角なので、秋田の端というか、岩手はすぐのところですから、やっぱりこのエリアというか、すごくこういうタイプの祭りというのが多いんだろうなと思って聞いておりました。実は質問なんですけど、そういうあんどんを使ったお祭りというのは、これは何だろう、広くいうと陸奥国というか、なんていうか、東北エリアが多いとか、何か特徴があるんでしょうか。

(担当委員)

一応、万灯行事ということで火を使って死者供養を行うのは全国的です。ただ、それをあんどんのような形にするのは、富山県の方が有名で、あとそれから、それこそ同じようなものを作ってますけれども、ただ、そういう万灯行事を地域がどのように受け入れて、ここも、もとも

とはそのような人形型じゃなかった、箱型だったのを、どんどんねぶたの影響を受けて、変わっていったので、火でお盆の供養というのをどういうふうに形作ってどんどんしていくかというのは地域性がありますけれども、東北だけではありません。ねぶたが有名ですけれども。

(委員)

山車の話が出ましたけど、今の説明がどう見てもそうなんですけど、この山車が最後どうなるのかっていうのは全く触れてない。それはやっぱり入れるべきではないかなと思うのが1つ。それから、先ほど、盆祭でしたか、指定の名称ですね。私は、入れたほうが審議委員としてはわかりやすく、妥当なのではないかと思えます。それとあと、これは全国の無形文化財そうなんですけれども、重文にしる、地方文化財にしる、指定すると、祭りなり神楽の形態が規制されていく可能性が非常に高い。これ、全国的な傾向なんですけれども、これ保存会の役割だと思うんですけれども、具体的にですね、これ参考文献見ますと、この祭りに関する研究がしっかりしたものがそうなんですけれども。年代別に変容したその内容を、具体的に文書に残すとか画像や図版で残すとか、そういうことをやるべきではないか。これはもう保存会の方の、宿題じゃないかなと思っています。そうすればどんなに変わっていても、僕は祭りのあり方としては問題ないのではないかと考えます。

(会長)

ありがとうございます。今、委員がおっしゃったのは、やっぱりどんどん変わっていくお祭りだからこそきちんとやっぱり過去のデータをまとめておくべきだということですね。

(委員)

そういうことです。

(担当委員)

もう全く資料がなくて、今回の調査で洗い出して整理できてよかったなということで、唯一はこの大正4年の菅原隆太郎という方が、昔こうだったよと言ったものが唯一の資料で、だからそういう箱型だったよとか昔こうだったよというのは全て伝文でしかなく、形も残っていませんし、写真は一番早いのが昭和期でしたかね、昭和期の写真が一番早くて、明治期大正がどうだったかという画像資料については今のところないです。地元の人には掘り起こしてを考えてくださり、探していらっしゃるんですけれども、なかなか、わからないのが現状なので、この機会に今の状況とそれから聞いていることをまとめていくことがいいのではないかなと思いました。山車を壊すのは、個々の特徴でもあるので、もともと14、15、16日に別々に作って壊していたところを、ちょっと無理だということで14、16日になりましたけど、16日にも壊してしまいますので、それについては、記載いたします。

(委員)

その壊す、具体的な様相について記録はないんですか。

(担当委員)

壊すというところはあるんですけど、骨組みは置いておいて次に使うということもありますので、壊すというのはもともと絵を全部とってしまうことなんですけど、燃やしたり全部破損させるとかそこまでは無いです。ただ逆に14、15、16日に新しいものを全然違うものを作るんだよって

いうことに意義を持っていらっしやいました。

(会長)

ありがとうございます。指定名称ですが先ほどから、盆行事を入れるかどうかというのがテーマになっておりますけども、あんどんというタームというか、用語にそのものに盆的なにおいがあるんですか。どうなんですか。

(担当委員)

あんどんは、基本的にはこのあんどんを指すので、あんどん自体にはないのですが、大体あんどんを使った行事としては、盆行事ということが、民俗学的に。

(会長)

あんどんまつりという一つのタームにしてしまうと、盆行事をイメージさせるものであると。

(担当委員)

火祭りをするところは他の時期ではありますね。夏祭りとかありますね。盆を入れるとすると、どのような言い方が。

(会長)

まあ、大迫あんどん祭りの盆行事にするか、さっき委員もおっしゃったように大迫の盆行事あんどんまつりというような形にするか。

(委員)

それか、最初に盆行事大迫のあんどんまつり。要は変容と現状を容認するわけなのでどこを評価したかがわかるといいかなということです。

(委員)

ちょっといいですか。これ保存団体というか、所有者大迫あんどん山車保存会ですよ。片やあんどんまつり。これ、山車を保存する主旨の保存会なのか、その辺、ちょっとこれ変だなんて思って、これは先生は答えられないでしょう。所有者に意向ですね、つまり、この無形民俗文化県指定にしたいという、その意向、それがもうちょっとはっきりすると我々は解釈しやすいではないか、理解しやすいのではないかと思いますがいかがでしょう。

(担当委員)

あんどん山車保存会というのは、大迫町の時代の指定を受けたときに作ったんですかね。その時に多分あんどん山車祭り保存会のところを、あんどん山車保存会としてもともとある団体です。そのまま使うということで、花巻市と合併に至っている団体です。もちろん、町指定だったものが、今、花巻市指定になったもので、是非、県指定にということで盛り上がっている所でございます。

(会長)

このさっき、委員が心配しておられたのは、山車の運行に関わるだけの団体ではなくて、あんどん祭り全体に関わる団体であるということなのですね。

(担当委員)

イベントを行ったり全体を統括して、それぞれの、町からも出ていらっしやいます。

(委員)

はい。ありがとうございます。

(会長)

どうでしょうか。盆行事大迫のあんどんまつりにするか、あるいはその、大迫あんどんまつりということで、あんどんまつりというタームがその盆行事をある程度イメージできるものであると。

(委員)

これ全国的にどうなんですか。

(会長)

だから、全国にあるこういった、例えば、ねぶたとか、そういった、さっき出てきました、花輪ばやしみたいな。花輪ばやしがあって、あれ、山車の運行も含めて花輪ばやしなんですよ。

だからそういった1つのタームで何かイメージできるものだとするならば、大迫のあんどんまつりということであんどんまつりで、盆行事的な意味合いを十分彷彿させことができますよね。

(担当委員)

という地元の見解でもありました。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

そこまで地元が自信を持つのであれば、私も勉強させてもらいました。

(委員)

これ、言葉の問題なんですけども、調査報告書のところで、19ページですね、第一段落のところで、天保7年の一揆では打ち首者を出している。こういう表現はちょっと、せっかくこの指定ってところが、飢饉で亡くなった人たちを供養するってところから始まってってことと、それから20ページのところで、天保義民の碑ってところの前にでも踊っているわけですよ。ですから、ちょっと打首者を出しているってなると、これ両方ともとれて、藩の過酷さにも取れるけど一方で処罰者を出すような地域だっていうふうにも取れちゃって、ここはやっぱり、どちらかというところ、この前、私大迫にちょっとフィールドワークする機会があって行ってきたら、やっぱり餓死供養みたいな、ここにも書いてますし、あるいは義民の人たちも扶養してですね、むしろそっちの方をここは描くべきかなあ、ちょっと打首者ってなっちゃうとどっちにも取れちゃって、地元の方からすると、うーんってところがあるからっていう、ちょっとそこのところが1点、ちょっと表現は、変えたほうがいいかなというふうに思いました。あと、18ページの調書については、ちょっとこれ、これは些細なことですけど、第3段落が長いので、第3段落の真ん中の祭りはからは改行した方がいいかな、その方が読みやすい。あんどんの絵の話があって、次に祭りの話に移っていますので、ここは改行した方がいいかなと思いました。以上です。

(会長)

そうですね調書のところもちょっと、2段落目ですか、2段落のボリュームがありすぎますの

で、少し改行をお願いします。義民として顕彰されるっていうのも書くわけにもいかないでしょうから、ちょっと表現をですね適正に。

(委員)

それが大迫の特徴で、それがお祭りを生み出してるっていうところなので、ちょっとこの表現のところ、もちろんちょっと書き方はあると思いますけど、工夫が必要かなと思いました。

(会長)

義民の石碑も新しいよね。

(委員)

そうですね地域の人たち、ただ、亡くなった人を供養するお墓もあちこちにあるんですよ。だから、やはりそういった人たちへの思いっていうのも、地域の人たちが持っている。義民の碑は新しいですけど。

(委員)

ちょっと知りたいことがありました。祭りの、随分変化しているんでしょうけど、最後の方の画像、動画に出てきた、舞ですね。あれはいつからかというのわかってるんでしょうか。

(担当委員)

はい。大正の記録には昔からやってるということがありましたので、少なくとも、明治、もしくはその前からあるのかなと思っています。

(委員)

祭りの舞の形式というか、姿も明治からのものなのか、あるいは昭和 30 年代に変わって、今に至ってるのか、その辺がわかっているのかどうか。

(担当委員)

基本的には、昭和 30 年に新暦になったとかそういう外付け的なものは変わっていますけれども、基本的には、大体うけついできたとおっしゃっていますので、踊りにしろ、山車を引く音頭にしろ、大体江戸時代からというふうに皆さん思っいらっしゃっています。

(委員)

明治 10 年代じゃなくて、江戸時代からと。

(担当委員)

と、おっしゃっています。大正の時にはと言われていました。

(委員)

そうですね、ありがとうございます。

(会長)

あとは何かございますでしょうか。

(委員)

21 ページ、ちょっと細かいんですけど、11 番なんですね。いろんなところに類例はあるっていうことなんですけど、これでちょっと言い切っちゃうと、これらが直接、非常に強い関わりがあるっていうように読まれてしまうので、例えば、何々祭りがあるなど、全国各地とか全国いたるところで広範囲にこの類のものが行われていた痕跡があるとか、その中の 1 例として評価されると

いうそんな言い方にした方が、関わりはちょっと直接的というか間接的にしたほうがいいように思いますので、同じことが10番も、そんな気がしてきましたんですけどね。例えばその城下盛岡とかね、あるいは三陸沿岸地域などやっぱりその、今の岩手県の県域内だからその花輪も含めるとですね、行われていたようにかつては盛んにあったものが、今はその1つのなごりと言ったら後ろ向きなんだけれども、その様態を伝える一線形が本質としてあるみたいな、そんなふうなまとめをしてあげると、その評価が間違っていなければ、読みやすいのかなと思いました。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございます。よろしいですか。リモートの先生方は、よろしいですか。

(委員)

はい、大丈夫です。ありがとうございます。

(会長)

それでは評決に入らせていただきます。諮問案件の2つ目、大迫あんどんまつり。これを、岩手指定無形民俗文化財に指定することについてご異議ございませんか。

ありがとうございます。異議なしというふうにいたします。それでは、本日諮問がありました新規指定案件につきまして、提案の通り、岩手県指定文化財として指定をすることで、答申することに異議がないものと認めます。これまでの審議、ご協力いただきましてありがとうございました。